平成２６年（フ）第１０４号
神戸市須磨区妙法寺筆前180番地の１
債務者　丸山　展弘
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白　　承豪
４　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７号
鹿児島県鹿児島市下田町633番地22
債務者　鮫島　光陽
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　秀雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９号
和歌山県橋本市高野口町名古曽367番地の12
債務者　實平　正一
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古田　　圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
岡山県津山市戸島802番地１
債務者　野林　貢次
１　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　拓男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第７３号
岡山県津山市神戸307番地２
債務者　谷元　清治
１　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　一馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第４８号
新潟市江南区東船場２丁目２番19号
債務者　横山　正行
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石山　正彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８７号
名古屋市南区明円町243番地の７、従前の住所名古屋市瑞穂区苗代町12番15号
債務者　佐々木和彦
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　文敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５号
大阪府和泉市府中町512番地の１サングレース和泉205号
債務者　藤﨑　利幸
１　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中森　　亘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県姫路市車崎２丁目７―７　シャーメゾン今宿Ｃ102号室、住民票上の住所兵庫県姫路市新在家中の町10番15号、従前の営業所所在地兵庫県姫路市岡田354―１バルビゾン岡田105号室
債務者　武道工房福島企画こと　福島　辰也
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　礒野　　元
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９８８号
広島市中区中町５番15―504号
債務者　徳永　哲也
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　　竜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８９号
広島市中区中町５番15―504号
債務者　徳永由希子
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　　竜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８号
広島市西区草津新町２丁目14番15号
債務者　山口　雪子
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小田　清和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０号
広島市安芸区船越南１丁目２番10―202号
債務者　江口　元就
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山手　貴文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市金生町下分71番地５、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町1706番地１
債務者　真鍋　祐右
１　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目36番３―407号
債務者　南　　寛裕
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東條　雅人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２９２号
大阪府南河内郡河南町大宝２丁目29番30号、事業所の住所奈良県葛城市尺土226　日ノ出マンション１Ｆ
債務者　ペパーミントこと　湯田　雅久
１　決定年月日時　平成26年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係